

条 例 の 概 要

議案第 26 号 専決処分承認を求めることについて（専決第 1 号）

・ 幸手市税条例等の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）が一部改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う所要の改正

(1) 個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止

給与所得者及び公的年金等受給者が扶養親族申告書を給与支払者及び公的年金等支払者に電子提出する際に、給与支払者及び公的年金等支払者が申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置等を講じている場合には、税務署長の承認を不要とするもの

（第 1 条中第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 関係）

(2) 退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止

退職手当等の支払を受けた者が退職所得申告書を退職手当等の支払者に電子提出する際に、退職手当等の支払者が申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置等を講じている場合には、税務署長の承認を不要とするもの

（第 1 条中第 53 条の 9 関係）

(3) 宅地等及び農地に係る固定資産税の負担調整措置の継続

宅地等及び農地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の措置を継続した上で、令和 3 年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について前年度分の課税標準額に据え置く措置を講ずるもの

（第 1 条中附則第 12 条、附則第 13 条及び附則第 13 条の 3 関係）

(4) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間の延長

自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の臨時的軽減措置について、対象となる軽自動車の取得期限を令和 3

年 1 2 月 3 1 日に延長するもの

(第 1 条中附則第 1 5 条の 2 関係)

(5) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の期限を 2 年間延長し、50%及び25%軽減の対象については、営業用の 3 輪以上のガソリン軽自動車であって乗用のものに限定するもの

(第 1 条中附則第 1 6 条関係)

(6) 住宅借入金等特別税額控除の特例関係

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした者が、その特別特例取得をした家屋を令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの間に居住の用に供したときは、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和 1 7 年度まで延長するもの

(第 1 条中附則第 2 6 条関係)

(7) その他所要の改正

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第 2 7 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）

・幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 3 1 日に公布され、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）が一部改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う所要の改正

(1) 宅地等及び農地に係る都市計画税の負担調整措置の継続

宅地等及び農地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の措置を継続した上で、令和 3 年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について前年度分の課税標準額に据え置く措置を講ずるもの

(附則第 7 項から附則第 1 2 項まで、附則第 1 4 項及び附則第 1 5 項
関係)

(2) 項ずれに伴う引用条項の整理

(附則第 2 項から附則第 5 項まで及び附則第 1 8 項関係)

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

条 例 案 の 概 要

議案第 29 号 幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴う必要な規定の整備

(1) 個人市民税関係

ア 個人の市民税の非課税の範囲に関する規定の整備

市民税の均等割及び所得割の非課税の限度額の算定の基礎となる「扶養親族」を年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するもの

（第 24 条及び附則第 5 条関係）

イ セルフメディケーション税制の適用期限の延長

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、特例の対象となる医薬品の範囲を見直した上で、その適用期限を 5 年間延長するもの

（附則第 6 条関係）

(2) 固定資産税関係

わがまち特例に関する課税標準の特例措置の追加

認定事業者が浸水被害対策のために整備する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を規定するもの

（附則第 10 条の 2 関係）

(3) その他所要の改正

2 施行期日

(1) 上記 1 内容(1)イの改正規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 上記 1 内容(1)アの改正規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 上記 1 内容(2)の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）の施行の日

議案第 3 0 号 幸手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 文言の整理

「固定資産評価審査委員規程」 → 「固定資産評価審査委員会規程」

(第 2 条関係)

(2) 固定資産の価格に係る不服についての審査手続において、申出人が提出する審査申出書及び口頭審理に係る口述書への押印及び署名の省略

(第 4 条及び第 8 条関係)

2 施行期日

公布の日

議案第 3 1 号 幸手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 被保険者としなない者に関する規定の整備

国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号）第 1 条第 5 号の規定により条例で定めるものとされている国民健康保険の被保険者としなない者は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定に基づく次に掲げる児童であって、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による扶養義務者のないものとするもの

ア 措置により児童福祉施設に入所している児童

イ 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童

ウ 一時保護を加えた児童

(第 4 条関係)

(2) 新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定の整備

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の規定を定める

もの

(附則第2条関係)

(3) 目次及び章名の改正

2 施行期日

公布の日

議案第32号 幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

1 内 容

管理職員特別勤務手当に関する規定の整備

管理職員が災害への対処等の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給する規定を定めるもの

(第12条の2関係)

2 施行期日

公布の日